

令和8年6月22日

各区市 薬務主管部（課）長 殿

東京都保健医療局健康安全部長

神 永 貴 志

（公印省略）

令和8年度東京都薬局物価高騰緊急対策支援金の実施について（通知）

日頃から、東京都の薬事行政に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

東京都では、物価高騰に直面する薬局の負担軽減に向けた緊急対策として、昨年度に引き続き、支援金を支給いたします。

つきましては、関係部署に周知いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 交付対象事業者

都内に開設している薬局。ただし、健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局に限る。

2 交付対象期間

令和8年1月1日から令和8年6月30日まで（6か月）

3 支援金額

	対象	支援金額
光熱費	薬局	78,000円（1施設当たり）

※ 支援金は、都の予算の範囲内において交付する。

4 申請について

申請方法は、①J グランツによる申請と②Web 事前申込み及び書面郵送による申請の二通りございます。いずれの方法でも、同一法人で複数の薬局を開設している場合は、法人本部で取りまとめる等により、薬局ごとではなく法人単位で一括して申請をお願いします。

（1）J グランツによる申請

J グランツホームページ（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）から「東京都薬局物価高騰緊急対策事業支援金」と検索し、申請フォームに、必要事項を入力し申し込んでください。

なお、J グランツによる申請には、g B i z I Dプライムの取得が必要なため、G ビズ I D ホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）より御準備いただきますようお願いいたします。

（2）Web 事前申込み及び書面郵送による申請

東京都保健医療局ホームページ（https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_an

zen/yakkyoku-bukka5) に URL を掲載の特設サイトにアクセスし、必要事項を入力し申し込んでください。

Web 事前申し込みの後、「交付申請書兼実績報告書」を添付したメールをお送りします。印刷して押印し、印鑑証明書等の書類と合わせて郵送により提出してください。

なお、複数の薬局を一括して申請する場合、交付申請の際に添付する印鑑証明書について薬局数分を用意する必要はありません。

【郵送先】

〒330-9890 さいたま新都心郵便局 私書箱 150 号

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金（令和 8 年度）事務局 宛



5 スケジュール

（1）J グランツによる申請

令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）	交付申請書兼実績報告書受付開始
令和 8 年 8 月 7 日（金曜日）	交付申請書兼実績報告書提出期限
令和 8 年 9 月下旬以降	支援金支給

（2）Web 事前申込み及び書面郵送による申請

令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）	Web 事前申込み受付開始
令和 8 年 7 月 27 日（月曜日）	Web 事前申込み受付終了
令和 8 年 7 月中旬頃から順次	交付申請書兼実績報告書提出の御案内
令和 8 年 8 月 7 日（金曜日）	交付申請書兼実績報告書提出期限
令和 8 年 9 月下旬以降	支援金支給

6 送付書類

- （1）東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱
- （2）東京都薬局物価高騰緊急対策支援金交付要綱
- （3）令和 8 年度東京都薬局物価高騰緊急対策事業実施のお知らせ

7 その他

本日、本事業を委託する東京都薬局物価高騰緊急対策支援金（令和 8 年度）事務局のコールセンターを設置しました。お困りの点については下記問合せ先までお尋ねください。

【担当】

東京都保健医療局健康安全部薬務課薬務担当

【問合せ先】

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金（令和 8 年度）事務局

TEL：03-6822-4155

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金交付要綱

制定 令和 5 年 7 月 12 日付 5 保医健薬第 12 号
一部改正 令和 6 年 1 月 17 日付 5 保医健薬第 2294 号
一部改正 令和 6 年 10 月 21 日付 6 保医健薬第 2825 号
一部改正 令和 7 年 4 月 22 日付 7 保医健薬第 363 号
一部改正 令和 7 年 9 月 19 日付 7 保医健薬第 2529 号
一部改正 令和 8 年 4 月 22 日付 8 保医健薬第 236 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都内薬局に対し、東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱(令和 5 年 7 月 12 日付 5 保医健薬第 12 号。以下「実施要綱」という。)に基づき物価高騰に対応するための経費について、東京都が予算の範囲内で支援金を交付することにより、都内薬局の経営基盤を包括的に支援すること、並びに東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、事業の適切な施行を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 本要綱に定める支援金の交付を受けることができる者は、実施要綱第 3 条に掲げる者であって、かつ、令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで継続して事業を実施している者(以下「対象事業者」という。)とする。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの

(交付対象期間)

第 3 条 本要綱に定める支援金の交付対象期間は、次に掲げるとおりとする。

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

(支援金の交付額)

第 4 条 支援金の対象経費及び支援金の額は、以下のとおりとする。

対象経費	支援金額
光熱費	1 薬局当たり 78,000 円

(交付申請及び実績報告)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、支援金交付申請書兼実績報告書(別記第 1 号様式)に必要事項を記入の上、東京都知事(以下「知事」という。)が定める期日までに交付申請及び実績報告(以下「交付申請等」という。)を行うものとする。

2 原則として、複数の薬局を有する対象事業者は、当該薬局に係る交付申請を一括して行うものとする。

(交付決定及び支援金の額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請等があり、当該申請等の内容を適正と認めたときは、支援金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、この場合において、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、補助金の交付申請等に係る事項につき修正を加えて、交付決定及び額の確定をすることができるものとする。

(申請の撤回)

第7条 申請者は、前条の規定による支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第8条 この事業により支援金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(申請のみなし取下げ)

第9条 知事が第5条に定める支援金交付申請書兼実績報告書(以下「申請書等」という。)を受け付けた後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金の支払)

第10条 知事は、支援金の額の確定後、支援金を速やかに交付するものとする。

なお、申請等に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第11条 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、支援金の交付決定を受けた者(以下「支援金交付事業者」という。)が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたことが明らかとなった場合、又は支援金交付事業者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至った場合、交付決定の全部又は一部を取り消す。

2 知事は、本要綱に定める支援金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金交付事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(支援金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消に係る部分に関し、期限を定めて返還を命じるものとする。

(事業完了後の調査等)

第13条 支援金の交付を受けようとする事業者もしくは交付を受けた事業者は、支援金交付事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則（5 保医健薬第 12 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（5 保医健薬第 2294 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（6 保医健薬第 2825 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（7 保医健薬第 363 号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（7 保医健薬第 2529 号）

この要綱は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。

この要綱による改正後の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで継続して事業を実施している薬局について適用し、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで継続して事業を実施していた薬局であって令和 7 年 10 月 1 日以降に事業の廃止又は休止等により事業を継続しなかった薬局に係る支援金については、なお従前の例による。

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（8 保医健薬第 236 号）

東京都知事 殿

(法人名称)
(所在地)
(代表者) 印

東京都薬局物価高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼実績報告書

東京都薬局物価高騰緊急対策事業支援金として、下記のとおり交付申請及び実績報告します。

記

1 交付申請及び実績報告額 金 _____ 円

2 申請対象施設

薬局名称	
薬局所在地	

※申請対象施設が複数ある場合は、「別記第1号様式関係 別紙 一覧表」を添付すること。

3 誓約事項

☐	東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱第2条に規定する交付対象者である。
☐	東京都薬局物価高騰緊急対策支援金交付要綱第3条に規定する交付対象期間である令和8年1月1日から同年6月30日までにおいて、継続して事業を実施していた
☐	交付対象期間において、物価高騰等の影響による光熱費の支援を目的とした他の補助金等の交付を受けていない。
☐	支援金の交付手続き等において、都から業務委託事業者に、申請者に関する必要な情報が提供されることに同意する。
☐	支援金に係る証拠書類を5年間適切に整備・保管する。また、都が求めたときは提出する。
☐	当該申請により支援金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあたっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）は、東京都薬局物価高騰緊急対策支援金交付要綱第2条第2項に規定する団体に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ参照がなされることに同意する。

4 支払金口座振替依頼

東京都から私に支給される東京都薬局物価高騰緊急対策支援金は下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

振込先金融機関・支店名		
金融機関コード・支店コード		
口座振 込先	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	氏名	

5 連絡先

担当部署	
担当者職・氏名	
連絡先電話番号	
eメールアドレス	

(別記第 1 号様式関係 別紙 一覧表)

No.	薬局名称	薬局所在地	申請額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

東京都薬局物価高騰緊急対策支援金実施要綱

制定 令和5年7月12日付5保医健薬第12号
一部改正 令和6年1月17日付5保医健薬第2294号

（目的）

第1条 本事業は、物価高騰に直面する都内薬局の負担軽減を目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

（事業内容）

第3条 都内に開設している薬局（健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局に限る。）の開設者に対し、物価高騰に対応するための支援金を交付する。

（その他）

第4条 本事業の施行に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

表面

料金別納
郵便

親展

重要

お問い合わせ時や御申請時に使用しますので、
このハガキは必ず保管してください。

東京都

東京都薬局物価高騰緊急対策事業 実施のお知らせ

直面する物価高騰に伴う影響を緩和するため、
光熱費に係る支援金を支給します

本支援金に関するお問い合わせ先
【東京都薬局物価高騰緊急対策支援金事務局】
電話番号: **03-6822-4155**
受付時間: 平日午前 9 時から午後 5 時まで

【差出人】
東京都保健医療局健康安全全部薬務課薬務担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
【還付先】 差出人に同じ

／矢印の方向にゆっくり開封してください。裏面からも同様に左下より開けて、中面を御覧ください

6 面両段差（料金収納）【巻 D-6-04】 v6.0

支援金概要

対象施設

都内に開設している薬局。
ただし、健康保険法第63条第3項第1号に定める保険薬局に限りです。

交付対象期間

令和 8 年 1 月 1 日 から 令和 8 年 6 月 30 日まで
ただし、期間中継続して事業を実施していたことを要件とします。

交付額

【光熱費】 78,000 円 / 1 施設

詳細は以下保健医療局HPから御確認ください

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/yakkyoku-bukka5



申請にはJグランツをご活用ください

申請手続きに当たってはデジタル庁が運営する補助金申請システムJグランツを活用いたします。Jグランツの活用により、いつでもどこでも補助金申請を行うことが可能となり、交通費・郵送費等のコスト削減や、過去に申請した情報の入力や書類への押印が不要になるなど、事業者の皆様における手間やコスト削減につながります。

Jグランツでの申請には、gBizIDプライムの取得が必要となりますので、下記 URL より御準備いただきますようお願いいたします（取得に 2 ～ 3 週間ほどかかります）。

法人単位で申請を受け付けますので、gBizIDプライムは、法人の代表者で取得してください。

JグランツのGビズID申請はこちら: <https://gbiz-id.go.jp/top/>

問合せ先 GビズID運用センター: 0570-023-797

9:00 ～ 17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)



注意事項

1. 申請手続きは**締切厳守**です。
締切後の申請・提出は一切受け付けられません。
2. 申請に誤りがあった場合、修正の御連絡をすることがあります。
御連絡がつかなかったり、期限内の修正をいただけなかった場合は、申請を受け付けることができません。
スムーズな申請手続きに御協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

支援金を装った詐欺に御注意ください

以下のようなことは**絶対にありません。**

東京都や内閣府がATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること

東京都や内閣府が支給のために手数料などの振込を求めること

ATMを自動で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと

お手元にこのハガキを御用意のうえ、お問い合わせください。

よくあるお問い合わせ

- Q. 10桁のコードなら把握しているが、7桁の保険薬局コードとは何か。
A. レセプトの請求の際に使用するコードになります。
なお、10桁のコードは保険機関コードといい、都内の薬局の場合は「134 + 7桁の保険薬局コード」で構成されています。
- Q. 対象期間が、「令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで」となっているが、例えば薬局が令和 8 年 4 月 1 日開設でも支給されるのか。
A. お示しの例では、支給対象となりません。交付申請時に、対象期間全体を通じて事業継続していることを御誓約いただきます。
- Q. 支援金は分割して支払われるか。
A. 分割せず 1 回で支給いたします。

裏面

6 面両段差（料金収納）【巻 D-6-04】v6.0

J Grantsによる申請手続き

【STEP 1】J Grants上での交付申請 7月1日(水)～8月7日(金)締切

J Grantsのフォームに必要事項を入力し申し込んでください。
【アクセス方法】

- ・<https://www.jgrants-portal.go.jp/>を押下
- ・画面上部右上のログインボタンを押下する
- ・「GビズIDでログインする」を選択
- ・「アカウントID/Account ID(メールアドレス/Email)」と「パスワード/Password」を入力し、ログイン
- ・画面上部、「補助金を探す」を押下
- ・検索ボタンを押下し、
「東京都薬局物価高騰緊急対策事業支援金」と検索



【注意】

同一法人で複数の薬局を開業している場合は、法人本部で取りまとめを行う等により、店舗ごとではなく、法人単位で一括して申請をお願いします。

【STEP 2】J Grantsから交付決定兼額確定の通知を送付

【STEP 3】都から支援金の支払い

Web & 書面による申請手続き

【STEP1】Web事前申し込み 7月1日(水)～7月27日(月)締切

東京都保健医療局HPにURLを掲載しております特設サイトから、必要事項を入力し、お申し込みください。
印鑑証明書や通帳に記載してある内容を御入力いただきますので、あらかじめ御用意ください。

【注意】

申請手続きは、Web事前申し込みで終わりではありません。
STEP2以降を御確認ください。

【STEP2】交付申請兼実績報告 8月7日(金)消印有効

STEP1の審査完了後、「交付申請書兼実績報告書」を添付したメールをお送りします。印刷して押印し、印鑑証明書等の書類と合わせて郵送により提出してください。

【郵送先】

〒330-9890
さいたま新都心郵便局 私書箱150号
(受託事業者:株式会社広済堂ネクスト)

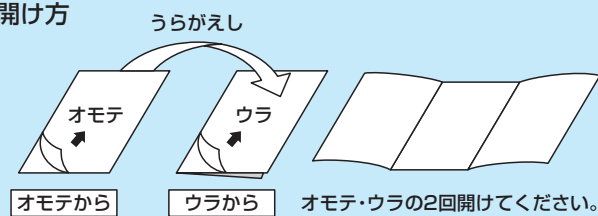
東京都薬局物価高騰緊急対策支援金(令和8年度)事務局 宛

【STEP 3】都から支援金の支払い

Web & 書面による申請に必要なもの

- 1 パソコンやスマートフォン
 - 2 法人の方は法人の印鑑証明書、個人事業主の方は印鑑登録証明書
 - 3 上記の印鑑証明書または印鑑登録証明書に登録した印鑑
 - 4 支援金を受け取る口座(口座名に法人名や代表者名等の記載があるもの)
 - 5 通帳の表面・見開きページのスキャンデータ・画像データ等
- 以上の他に、委任状や使用印鑑届が必要な場合は、別途御案内いたします。

開け方



この部分から矢印の方向にゆっくりはがして中を御覧ください。
裏面にも御案内がございます。同様に左下よりはがして御覧ください。

水濡れ時はよく乾かしてから開けてください。